

～離島保育士確保総合対策事業補助金制度のながれ～

島外からいらっしゃる保育士さん
(島外保育士誘致支援事業)

移動費用、生活
準備費用等を補
助する制度です

申請対象者

(交付要綱第2条関係)

以下の要件すべてに該当すること

- 採用時点の年齢が満60歳未満の保育士
- 現に石垣市外に居住しているもの、もしくは石垣市外へ居住していたもので、保育士として勤務するために石垣市内に転居してきたもの(転居前に就職先が決まっていること)
- 石垣市内の保育施設等(認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・令和7年度内に認可保育園として開園が予定されている園・企業主導型保育事業所・公立保育所)へ就職がきまっているもの
- 石垣市内の保育施設等で週30時間以上かつ2年以上の勤務に同意

石垣島で保育士と
して働きたい♪



- ①働く保育施設を決めていただきます
(石垣市内の保育施設一覧は石垣市HPへ掲載しています)

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kosodate_shien/1/2/292.html

☆保育施設の求人情報は「沖縄県保育士・保育所総合支援センター」まで
TEL(098)857-4001 web:<http://okihoiku.com/>
住所: 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄県産業支援センター4F 413号室

沖縄の保育を応援する情報発信アプリ「おき保」もご活用ください♪

②働く保育施設が決まりました

③申請者と石垣市の面談

交付申請

- (1)補助金交付申請書
- (2)誓約書
- (3)採用内定通知(採用予定日・勤務時間数等)
- (4)履歴書
- (5)保育士資格証類
- (6)その他必要な書類

書類審査後
交付決定通知

●補助金交付決定後●

石垣市に転入した後、
補助金請求書を提出する。

↓
補助金支払い